

湯河原町湯河原梅林公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 9 月 12 日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第 22 号

湯河原町湯河原梅林公園条例の一部を改正する条例
湯河原町湯河原梅林公園条例（平成17年湯河原町条例第4号）の一部を次の
ように改正する。

別表中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。